

「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））が平成31年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなりました。

これを受け、下記のとおり、鎌倉市が発令する避難情報と気象庁が発表する気象情報に、警戒レベルを追記して発表することとしましたのでお知らせします。

○ 気象庁と市が発令する警戒レベルと避難行動等

警戒レベル	避難行動等（市民）	避難情報等	発表発令
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 <u>命を守るための最善の行動</u> をとりましょう。	災害発生情報 （災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令）	鎌倉市
警戒レベル4 【全員避難】	<u>速やかに避難先へ避難</u> しましょう。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急）※1 ※1 地域の実情に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	鎌倉市
警戒レベル3 【高齢者等は避難】	<u>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を</u> しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始	鎌倉市
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁 ※2
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報	気象庁 ※2

※2 気象庁は、住民自ら避難の判断をくだす際に参考となるよう、気象情報に「警戒レベル〇（3～5）相当」というように「相当」という表現を用いて発表しますが、市では、市内の状況を見極めて避難情報を発令するため、警戒レベルと警戒レベル相当は必ずしも一致しません。

○ 警戒レベル導入に伴う市の対応

これまで発令していた「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の避難情報に加え、実際に災害（立ち退き避難が必要な災害の事象）が発生していることを把握した場合に、「警戒レベル5（災害発生情報）」を発令します。

○ 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

避難勧告等が発令する際に、対象者がとるべき避難行動がわかるよう、それに対応する警戒レベルを明確に伝達します。

なお、「津波」に関しては危険な地域からの一刻も早い避難が必要なことから、全て「避難指示（緊急）」となり、避難警戒レベルは用いません。